

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

時津町は、大村湾の南端部に位置し、長崎市と長与町に隣接する総面積 20.94 km²のコンパクトな町である。昭和 41 年から始まった臨海工業地域の埋立事業、昭和 44 年の長崎都市計画区域の指定等により、長崎市のベッドタウンとして、また、工業の町としての流れが生まれ、近年は、郊外型の大型商業施設の立地等により、商工業の町としての性格が強くなっている。

時津町の人口は、昭和 26 年の町政施行から人口増加が継続していたが、平成 27 年の国勢調査で初めて人口減少に転じている。

令和 2 年の国勢調査によると、人口は 29,339 人で、年齢 3 区分人口割合は、年少人口が 15.5%、生産年齢人口が 57.7%、老年人口が 26.8%であり、全国や長崎県のデータよりも年少人口と生産年齢人口の割合が高く、老年人口の割合が低くなっている。しかしながら、前回調査時と比較すると着実に少子高齢化が進行している。

就業者の産業別構成比は、第 1 次産業 1.9%、第 2 次産業 22.1%、第 3 次産業 76.0%であり、全国や長崎県のデータと比較して、第 1 次産業の割合は低く、第 3 次産業の割合は高くなっている。

長崎県市町民経済計算では、時津町の総生産額は令和元年度が 1,198 億円、令和 2 年度が 1,212 億円、令和 3 年度が 1,228 億円となっており、微増で推移している。

また、令和 3 年の経済センサスによると、本町の事業所数は 1,393 事業所で、平成 8 年の 1,451 事業所をピークに減少に転じている。

更に、時津町内の事業所は 9 割以上が従業員数 50 人以下の零細企業であることや人口減少と少子高齢化の進行に伴い、人手不足や後継者不足等が懸念されており、町内企業の先端設備導入を促進することで、労働生産性を高め、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、町内の産業振興を図っていく必要がある。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づき導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定する事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）は、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画の対象とする先端設備等は、多様な産業の幅広い取り組みを促進し、生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、地域経済の発展や雇用創出の観点から、自社の工場や事業所等の敷地内に設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他者に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、本町における全ての地域で中小企業者が事業を営んでおり、町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を促すため、本計画における対象地域は、時津町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、本町の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和7年7月3日～令和9年7月2日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、事業の形態に応じ、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 本計画では、人員削減を目的とした先端設備等導入計画を認定の対象としないなど雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力との関係が認められるものについては、本計画の認定の対象としないなど、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税に滞納がある場合は、先端設備等導入計画を本計画の認定の対象としない。